

都市計画法第62条第1項の規定により、京都府知事から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業の認可の告示（平成19年5月18日京都府告示第310号）がありましたので、同法第66条の規定により、事業の施行について、次のとおり公告します。

平成19年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

1 都市計画事業の種類及び名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路事業

1・4・9号 久世橋線

2 施行者の名称

京都市

阪神高速道路株式会社

3 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局事業推進室

大阪府中央区久太郎町4丁目1番3号

阪神高速道路株式会社

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

京都市南区東九条南石田町、上鳥羽勸進橋町及び上鳥羽南苗代町並びに伏見区

深草勸進橋町地内

(2) 使用の部分

なし

(建設局事業推進室)